

## 必要書類一覧表（建設工事関係・設計関係）

建設工事関係	設計関係
様式9 建設工事入札参加資格審査申請書付票	様式10 設計等入札参加資格審査申請書付票
様式1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書	様式1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書
様式2 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し ※「健康保険」・「厚生年金保険」・「雇用保険」に加入もしくは適用除外であること	
様式3 工事(事業)経歴書/2年度分	様式3 工事(事業)経歴書/1年度分
様式3の2 工事経歴書集計表/2年度分	
様式4 技術者名簿	様式4 技術者名簿
様式5 <b>申請者が個人の場合</b> 代表者の身分証明書(原本又は写し) ※市区町村長が発行するもの	様式5 <b>申請者が個人の場合</b> 代表者の身分証明書(原本又は写し) ※市区町村長が発行するもの
様式6 <b>申請者が法人の場合</b> 登記事項証明書(原本又は写し)	様式6 <b>申請者が法人の場合</b> 登記事項証明書(原本又は写し)
様式7 ・建設業許可通知書の写し  ・一部廃業届の写し及び許可申請書別紙の写し	様式7 ・測量の資格を希望する場合は、測量業者登録通知書の写し ・建築設計の資格を希望する場合は、建築士事務所登録を証する書類の写し (設備設計のみの場合は除く)  ・その他の登録に係る現況報告書又は登録通知書の写し (土木設計、地質調査又は技術資料の資格を希望する場合は、建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタントの登録を受けている方)
様式8 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し (加入している場合のみ提出)	様式8 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し (加入している場合のみ提出)
その他の書類(必須)	
○納税証明書(原本又は写し)～国税は未納税額がないことの証明書、村税は滞納がないことの証明書	
◎個人の場合 ・国税(申告所得税・消費税及び地方消費税) ・村税(更別村へ納税している全ての税目)	
◎法人の場合 ・国税(法人税・消費税及び地方消費税) ・村税(更別村へ納税している全ての税目)	
※国税については、電子納税証明の利用により、CD等の提出も可能です。	
○誓約書	
その他の申告書類(該当ある場合には提出すること)	
・安全・安心への貢献確認申告書	
・委任状	
・社会貢献確認申告書	

### 《 注 意 》

1. ファイルには、上記の順に綴ること。
  2. 建設工事関係及び設計関係の両方に申請される場合には、別々のファイルに綴って提出すること。
  3. 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の「健康保険」・「厚生年金保険」・「雇用保険」いずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことができませんが、保険に加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書により申請することができます。
  4. 法人で入札関係事務を支店等に委任している場合の証明書は、本社のみで良い。
  5. 村外申請者が提出する村税の納税証明書は、更別村へ納税している者のみ、納税義務のあるもの全ての税目の滞納がないことの証明書(原本又は写し)を提出すること。
  6. 身分証明書、登記事項証明書、納税証明書は、申請前3ヵ月以内のもの。(原本又は写し)
- 《 新型コロナウイルス感染症に係る変更点 》
1. 「様式2 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し(以下、「通知書」という)」については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者で資格審査の申請をする日の1年7ヵ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けた通知書の提出ができない場合は、平成30年10月30日以降を審査基準日とする通知書の写しの提出で足るものとする。
  2. 新型コロナウイルス感染症の影響により税等の徴収猶予を受け、納税証明書等が提出できない場合は、代替書類として「納税の猶予許可通知書」等の写しを提出すること。また、猶予期間終了後は速やかに納税後の納税証明書を提出すること。